

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

監査公表

監査の結果に基づく措置状況

環境局、上下水道局

…… (監査公表第33号) …… 1

監査の結果に基づく措置状況

北九州エコライフステージ実行委員会
タカミヤ・マリパー 里山を考える会共同事業体

…… (監査公表第34号) …… 11

監査の結果に基づく措置状況

市民文化スポーツ局、保健福祉局

…… (監査公表第35号) …… 14

監査の結果に基づく措置状況

社会福祉法人北九州市福祉事業団

…… (監査公表第36号) …… 17

監査の結果に基づく措置状況

建設局及び八幡東区役所 (工事監査)

…… (監査公表第37号) …… 19

監査の結果に基づく措置状況

子ども家庭局

…… (監査公表第38号) …… 22

監査の結果に基づく措置状況

建設局、交通局及び区役所まちづくり整備課

…… (監査公表第39号) …… 25

北九州市監査委員

北九州市監査委員	江	本	均
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	福	島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局等

環境局

上下水道局

3 監査の期間

平成28年7月21日から平成28年12月21日まで

4 監査公表の時期

平成29年2月17日（平成29年監査公表第14号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 環境局

監査の結果	措置状況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>公の施設の指定管理事務について</u></p> <p>(環境学習課)</p> <p>指定管理者に維持管理・運営を委託している北九州市環境ミュージアムの維持管理業務について、適切な記載内容に欠ける報告書により履行確認を行っていた。また、その結果、業務の一部が基本協定書の仕様書どおりに適正に実施されていないことを把握していなかった。</p> <p>市委託業務要綱では、業務の実施過程においては、業務の進行状況について委託先に報告等を求め、必要に応じて委託先に対する指導又は助言を行うこと、また、業務が完了したときは、速やかに委託先から業務の完了報告書等を徴するとともに、履行の確認を行うこととされている。</p> <p>北九州市環境ミュージアムの管理運営に関する基本協定書では、指定管理者から、業務報告書(月報)、事業報告書において、それぞれ施設維持管理実施状況、施設維持管理実績を報告させることになっている。</p> <p>市指定管理者制度ガイドラインでは、基本協定の業務実施に係る確認事項として、指定管理者から提出された報告書などに基づき、業務の履行状況</p>	<p>今回指摘された適切な記載内容に欠ける報告書により履行確認を行っていた件については、チェックリストを追加し、適正な記載内容の報告書となるよう見直した。</p> <p>業務の一部が基本協定書の仕様書どおりに適正に実施されていないことを把握していなかった件については、チェックリストを基に業務ごと個別確認することで、履行状況の正確な把握を行うよう改めた。また、適正に実施されていなかったものについては、指定管理者より当該部分の指定管理料について返還を受けた。</p> <p>今後、同様な不適正な処理がおこらないよう、平成29年3月13日に業務マニュアルを改訂した。</p> <p>平成28年11月30日に事務改善会議を行い、課全体で今回指摘された案件を共有し、今後は適正な事務処理を行うことを周知徹底した。</p> <p>指定管理者に対しては、平成29年3月2日に、必要な水準の業務を実施するよう文書による業務の改善を指示した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>等の確認を行い、必要な水準の業務を実施していないと認められた場合には、業務の是正又は改善を指示することとなっている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(イ) <u>委託契約について</u> (温暖化対策課 (旧水素社会創造課))</p> <p>工事請負費として契約執行すべきものを委託料の契約手続きで執行していたものがあった。</p> <p>市予算規則では、支出費目について、歳出予算の目、節、細節等が定められており、それにしたがって処理することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受けて、同様の間違いが生じないように定期的に会計事務研修資料等の活用による適正な事務処理の周知徹底を図ることとした。</p> <p>職員への周知としては、平成29年3月21日に部内会議で、今回指摘された案件の内容の確認を行うとともに、市予算規則に基づき事務処理を行うよう、注意喚起を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ 財産管理事務</p> <p>(ア) <u>薬品の管理について</u></p> <p>(保健福祉局保健環境研究所 (旧環境科学研究所))</p> <p>薬品の管理状況についてみたところ、①所定の管理台帳について作成がなかったもの、②毒物について管理台帳は作成されているが記載内容が十分でなかったもの、があった。</p> <p>環境科学研究所薬品管理規程では、毒物及び劇物取締法上の「毒物、劇物及び特定毒物 (医薬品及び医薬部外品除く)」について、所定の内容を管理台帳に記載することとしている。</p> <p>また、毒物及び劇物の保管管理について (昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知) では、業務上取扱者は、毒劇物授受の管理、貯蔵陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び種類等に応じたの使用量の把握を行うための措置等について定めている。</p> <p>適正な管理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、速やかに薬品管理の問題点や改善策について協議・検討を行い、薬品管理規程を改正、平成29年4月1日から施行した。</p> <p>今後、同様の事案が生じないように、改正後の薬品管理規程には、管理体制や管理台帳の種類、記載内容などを具体的かつ明確に記載した。さらに、改正後の管理規定を円滑に運用するため、研究所が保有している全薬品の精査を行い、不要薬品を適正に廃棄処理した。</p> <p>平成29年3月7日に事務改善会議を開催し、所内全職員に対して今回の指摘事項及び薬品管理規程の変更内容を周知した。</p> <p>局全体として、平成29年3月13日に実施した局部長会議において、今回の指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理の確認等を徹底した。</p>

(2) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 収入事務</p> <p>(ア) <u>手数料の取扱いについて</u> (西部工事事務所)</p> <p>下水道台帳出図の代金についてみたところ、システム上の集計された金額と実際の調定金額の間に差額が生じた際に、差額が生じた原因について確認が十分に行われていなかった。</p> <p>市上下水道局会計規程では、収入の調定をしようとする場合は、収入の根拠を明らかにした調定決議書を作成しなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>差額が生じた場合の処理手順として、監査指摘後10月1日付けで西部工事事務所の不具合時対応マニュアルを作成し、調定担当者が調定時に作成する出図入金報告書の様式を変更したうえで、報告された記録と調定金額に差額が発生した際の原因を記載することにした。</p> <p>これについては事務所内の会議を通じて処理手順の徹底を図っている。</p> <p>更に、4月1日からはシステム統括課である下水道計画課を中心に局内関係部署統一のマニュアルを作成して、局全体での再発防止に努めている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ 支出事務</p> <p>(ア) <u>海外出張の事務手続について</u> (海外事業課)</p> <p>海外出張の事務手続について、①資金前渡の精算において生じた残額の返納が遅れているもの、②出張先での行程変更に応じた旅行命令書の変更が行われていないもの、があった。</p> <p>市上下水道局会計規程では、用務終了後5日以内に精算し、精算残額のあるときは、直ちに金銭企業出納員に返納するものとされている。また、市上下水道局企業職員の旅費に関する規程が準用する市旅費条例等では、行程変更に応じた旅行命令書の変更が必要とされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点①については、市長部局の事務手続きに準じて事務の運用を改善し、海外事業課において「支払精算書」及び「戻入決議書」の決裁が完了した時点で精算残額の納入を行うこととした。これにより、精算残金納入日数の短縮を図り、会計規程に定める「精算残額のあるときは、直ちに金銭企業出納員に返納する」の確実な履行が可能となった。</p> <p>また、失念等のヒューマンエラーを防ぐため、毎月末、会計端末で「精算一覧・消し込み一覧」を出力し、精算処理及び精算残額の返納が完了していることを確認（海外事業課長決裁）するよう改善を行った。同時に、金庫内の現金管理状況の確認（放置されている現金封筒等がないか）を徹底することとした。</p> <p>指摘された点②については、出張旅費の増減が伴わないため、旅行変更命令を行っていなかったが、平成29年1月より、出張者は出張先で急きょ行程を変更する必要が生じた際、直ちにメールまたは電話により、旅行命令権者の承認を得ることとした。</p> <p>また、承認を得た出張者は、直ちに（出張中に変更後の行程を送る時間がない場合帰国後直ちに）、変更後の行程</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>を国内経理担当者に提出し、国内経理担当者は、上記変更後の行程を元に「旅行変更命令書」を作成して、旅行命令権者の決裁を受けることとした。</p> <p>以上のとおり、全ての指摘事項に対し確実な事務処理を担保するよう対策を講じた。また、将来にわたる再発防止のため、改善点を業務マニュアルに反映するとともに、平成29年1月27日の事務改善会議において周知徹底を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ウ 財産管理事務</p> <p>(ア) <u>行政財産の管理</u>について</p> <p>(広域事業課、東部工事事務所)</p> <p>行政財産について、無断で占用されている土地を把握していなかった。</p> <p>市上下水道局公有財産管理規程では、財産を無断で占用又は使用した者があるときは、必要な処置を講じ、その占用又は使用を中止させなければならないとされている。</p> <p>適正な財産管理をされたい。</p>	<p>今回指摘のあった行政財産の管理については、現地の状況確認及び占有者との協議を行い、平成29年4月から市上下水道局公有財産管理規程に基づく行政財産の目的外使用許可を行い、適正な財産管理を行っている。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえ、定期的な巡視点検等により無断占用等の発見に努めるとともに、無断占用を発見した場合は市公有財産管理規程に基づき必要な処置を講ずること等について、広域事業課においては平成29年3月7日、東部工事事務所においては平成29年2月27日の事務改善会議を通じて、職員への周知徹底を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(イ) <u>貸付金の回収事務について</u> (下水道計画課)</p> <p>水洗便所改造資金貸付金の回収事務において、返済の滞っている債務者に対する納付書の送付及び納付に向けた折衝の記録が数年間確認できないなど、債権管理における事務処理が適切に行われていないものがあった。</p> <p>地方自治法では、債権について、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとされている。また、水洗便所改造事務手順書及び水洗便所改造貸付金滞納整理事務処理要領では、債務者や連帯保証人へ督促、催告及び強制執行手続き等を講じることとしている。</p> <p>水洗便所改造資金貸付金の回収事務については、平成24年度及び平成26年度定期監査においても同様の指摘を行っている。</p> <p>過去及び今回の指摘以外のものを含めた全貸付金について、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>平成24年度及び平成26年度に指摘を受けた14人の債務者については、本人への督促や連帯保証人との協議ほか、支払に応じない債務者2人は法的措置をとるなど適正に処理を進めている。その結果、4人が元本を完済し、1人は裁判上の和解が成立している。</p> <p>現在、債務が残っている9人については、分納による返済を継続中である。</p> <p>今回新たに指摘を受けた6人については、臨戸訪問や文書による督促を行った。その結果、2人は元本を完済、1人は分納開始を約束している。</p> <p>他の3人については、引き続き納付指導を行ったうえで、どうしても納付に応じない場合は、法的措置をとる予定である。</p> <p>過去及び今回の指摘事項を踏まえ、全貸付金について、今後とも、適正に事務処理を行っていきたい。</p> <p>局全体として、平成29年3月1日に実施した局内の部課長会において、今回の指摘事項の説明を行い、同種の指摘を受けないように、周知徹底を図った。</p>

北九州市監査委員	江 本	均
同	廣 瀬	隆 明
同	香 月	耕 治
同	福 島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 措置を講じた局等

北九州エコライフステージ実行委員会

タカミヤ・マリバー 里山を考える会共同事業体

3 監査の期間

平成28年7月21日から平成28年12月21日まで

4 監査公表の時期

平成29年2月17日（平成29年監査公表第15号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 北九州エコライフステージ実行委員会

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>会計年度を越えた支出事務について</u></p> <p>平成27年度の経費として支出すべきものを、年度を繰り越し平成28年度に支出したものがあった。</p> <p>実行委員会の会計年度は当年4月1日から翌年3月末日までとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回指摘された会計年度の範囲を越えた支出事務については、適正を欠いていたことから、今後は会計年度を跨がないよう認識を改めた。</p> <p>なお、適正を欠いた支出については、事務局業務受託団体より実行委員会事務局へその全額を弁済した。</p> <p>経費の支出について、平成29年1月から支払いにかかるチェックリストを作成し、不適切な経理処理を未然に防ぐことに改めた。</p> <p>監査終了後直ちに、事務局全体で今回指摘された案件の内容を確認し、平成28年11月に職員会議を実施した。</p> <p>今後このようなことが起こらないよう周知徹底した。</p>

(2) タカミヤ・マリバー 里山を考える会共同事業体

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>ア 北九州市環境ミュージアムの維持管理業務について</u></p> <p>指定管理者となっている北九州市環境ミュージアムの施設の維持管理に関する業務について、①業務の一部を基本協定書の仕様書どおりに実施していなかったもの、②業務報告書、事業報告書において、詳細な実施状況、実績を報告していなかったもの、があった。</p> <p>「北九州市環境ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」では、指定管理者が業務を実施するにあたって満たさなければならない条件が仕様書に示されている。また、毎月終了後には、施設維持管理実施状況等を記載した業務報告書(月報)を、毎年度終了後には、施設維持管理実績等を記載した事業報告書を市に提出することになっている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>北九州市環境ミュージアムの施設の維持管理に関する業務について、業務の一部を基本協定書の仕様書どおりに実施していなかったものについては、平成28年12月から仕様書どおりに改めた。</p> <p>また、事業報告書について詳細な実施状況、実績を報告していなかったものについては、平成28年12月から詳細な実施状況・実績を記した業務報告書の提出を行うよう改めた。</p> <p>なお、実施していなかったものについて、当該部分の指定管理料の返還を行った。</p> <p>平成29年度から仕様書の条件を網羅したチェックリストを作成し、毎月報告するにあたっては漏れ無くチェックリストによる確認を行い、北九州市へ報告するよう改めた。</p> <p>監査終了後速やかに、職員会議を開催し今回指摘された事案の内容を確認、平成28年11月以降は市との協定書に基づいた業務内容の履行について周知した。また、平成29年3月に北九州市より指定管理業務の適正実施について指示を受けた際に、改めて全職員に周知徹底した。</p>

北九州市監査委員	江	本	均
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	福	島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局

市民文化スポーツ局

保健福祉局

3 監査の期間

平成28年7月21日から平成28年12月8日まで

4 監査公表の時期

平成29年2月17日（平成29年監査公表第11号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 市民文化スポーツ局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 財産管理</p> <p>(ア) <u>公の施設の指定管理に係る備品管理について</u></p> <p>(文化企画課)</p> <p>北九州市立黒崎文化ホールは、北九州市黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備等 P F I 事業により整備され、その管理運営は、当該事業契約の相手先(以下「事業者」という。)が指定管理者として行っている。当該施設の備品には、市が調達する備品と事業者が調達する備品があり、その管理状況を確認したところ、事業者が調達した備品において指定管理開始時の整理が不十分であったため、総合財務会計システムでの備品登録が行われていないものや数量を誤って登録されているものがあった。</p> <p>市会計規則及び物品管理要領では、所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかなければならず、台帳等関係帳簿を正確に整備し、常に関係帳簿と照合・検査しておくこととされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、登録漏れの備品についてはすべて備品台帳へ登録し、備品シールを貼付するなど、備品台帳と整合させた。</p> <p>また、北九州市立黒崎文化ホールの指定管理者に対し、市が調達する備品と事業者が調達する備品は分けて整理し、適切に管理するよう指導した。</p> <p>なお、同様の間違いが生じないように、新たに開館した施設の指定管理者に対しても、市が調達する備品と事業者が調達する備品の整理も含め、備品を適切に管理するよう指導した。</p> <p>局全体として、平成28年11月15日に、これまでの指摘事項を反映した業務マニュアル等を整備するとともに、再発防止に取り組むよう各課へ周知し、局内幹部会においても、適正に事務処理が遂行されるよう注意喚起した。</p>

(2) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>支払事務について</u></p> <p>(障害福祉企画課・障害者支援課)</p> <p>支払事務についてみたところ、支払いを遅延しているもの、契約書に定めた支払方法と異なる方法で支払いを行っているもの、給付金を対象者に過払いしているものがあった。</p> <p>市会計規則では、会計の事務は、法令、条例およびこの規則の定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、障害福祉部内で問題点や課題を整理し、再発防止策として、</p> <p>①会計・契約事務の事務処理手順を作成し、事務改善会議にて研修を行った。</p> <p>②支払いに関するチェックリストを係ごとに作成し、共有フォルダにて情報共有して、発注から支払いが終わるまでを組織として管理することとした。</p> <p>③定例の支払日や事務処理期限を各職員のスケジュールに登録し、見える化を行い、情報共有することとした。</p> <p>④業務マニュアルに、支払事務に関する項目を追記した。</p> <p>また、平成29年2月8日、4月14日及び26日の事務改善会議において、年度末・年度当初の支払事務や契約の年度更新事務等の事務処理について、適正に行うように、改めて注意喚起を行い、周知徹底を図った。</p> <p>局全体として、平成29年1月5日に実施した局内幹部会及び4月13日に実施した予算執行についての局内説明会において、今回の指摘事項の内容を説明し、適正な会計事務処理を行うよう周知するとともに、各課の事務改善会議などでも周知するよう指導した。</p>

北九州市監査委員	江	本	均
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	福	島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 措置を講じた団体

社会福祉法人北九州市福祉事業団

3 監査の期間

平成28年7月21日から平成28年12月8日まで

4 監査公表の時期

平成29年2月17日（平成29年監査公表第13号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 社会福祉法人北九州市福祉事業団

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>自動車の運行管理について</u></p> <p>自動車の運行管理にあたり、作成すべき運行前点検表を作成していなかった。また、運転日誌に管理責任者が内容を確認したことを示す押印もなされていなかった。</p> <p>北九州市福祉事業団自動車管理規程では、運転者は、運行の開始前に自動車の点検を確実にを行い、運行前点検表に所定事項を記入のうえ、安全運転管理者（安全運転管理者が置かれていない箇所にあつては管理責任者）に提出をしなければならず、運転日誌に毎日の運転状況を記入のうえ、運転終了後、管理責任者（安全運転管理者が置かれている箇所にあつては安全運転管理者を経て。）に提出をしなければならないとされている。</p> <p>安全確保の観点から、運行管理の徹底を図り、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、運転日誌については、監査翌日から管理責任者が確認・押印するよう、直ちに改善した。</p> <p>運行前点検については、新たに点検表の様式を作成して、運転前に所定事項を点検確認することとし、平成28年11月10日に対象施設に通知するとともに、適正な手続きに基づく事務処理を指導した。</p> <p>なお、12月16日に実施状況の履行確認を各施設に行い、改善内容実行の徹底を図った。</p> <p>また、「自動車管理規程」を平成29年5月1日付で改正し、事業団が管理する自動車の安全・効率的な運営及び管理を図るための制度面の整備を行った。</p> <p>事業団全体として、上記のとおり通知等を行い、管理責任者及び職員へ交通法規の遵守、規程に基づいた自動車管理の適正な事務処理の周知徹底を図った。</p>

北九州市監査委員	江 本	均
同	廣 瀬	隆 明
同	香 月	耕 治
同	福 島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
建設局及び八幡東区役所
- 3 監査の期間
平成 28 年 11 月 25 日から平成 29 年 4 月 26 日まで
- 4 監査公表の時期
平成 29 年 7 月 31 日 (平成 29 年監査公表第 24 号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建設局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>ガードパイプの設計について</u> (西部整備事務所工務第一課) [35]山手町藤木1号線道路改築工 事(27-1)</p> <p>本工事は、高塔山公園へのアクセス 道路を車両が円滑に通行できるよう 拡幅するものである。</p> <p>道路の拡幅に伴い、ガードパイプ (土中建込)を歩道の全延長に設置す る予定であったが、一部の区間におい て、埋込み深さの浅い簡易な基礎ブロ ックを使って、ガードパイプを設置し ていた。</p> <p>「防護柵の設置基準・同解説」によ ると、「防護柵(ガードパイプ)を設 置するにあたっては、現地の地盤が予 め設計で見込んだ支持力を有するか 否かを照査する必要がある。」とされ ているが、本工事においては、その検 討がなされてなく、ガードパイプの安 全性が不明であり、不適切であった。</p> <p>ガードパイプの設置にあたっては、 所定の基準等を遵守し、適切に行われ たい。</p>	<p>今回の指摘は、ガードパイプ(土中 建込)の設置にあたり、所定の基準等 の適合性を検討し、安全性を十分に照 査すべきであったところ、地中にガス 管が埋設されていたため、埋込み深さ の浅い基礎ブロックを使用した一部 区間において、基準等の検討・照査を 十分に行っていなかったものである。</p> <p>今回の指摘を受け、今後、ガードパ イプの設置にあたっては、所定の基準 等を遵守し、安全性の検討を適切に行 いたい。</p> <p>さらに、今回の事例は、平成29年 5月26日の課内会議及び5月29 日の建設関係の課長会議において、再 発防止に向けた周知徹底を図った。</p> <p>なお、今回、基礎ブロックを使って 設置したガードパイプについては、現 在も、道路拡幅の工事中であることか ら、工事における道路規制の解除の時 期などを勘案しながら「防護柵の設置 基準・同解説」に適合するよう改良し、 対応する予定である。</p>

注・・[]内の数字は、平成29年監査公表第24号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

(2) 区役所まちづくり整備課

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (八幡東区役所まちづくり整備課) [20]尾倉24号線歩道バリアフリー化整備工事</p> <p>本工事は、八幡東区尾倉において、既存の歩道を拡幅し、バリアフリー化するものである。</p> <p>土木工事においては、土木工事標準積算基準書(以下「基準書」という。)に基づいて諸経費率を算出し、工事費の積算を行っている。</p> <p>本工事は、側溝の改良が主たる工種であり、「道路改良工事」の諸経費率を選択すべきであったが、「道路維持工事」の諸経費率を選択していた。また、施工地域区分も、「市街地」を選択して諸経費率を算出すべきであったが、「地方部」を選択しており不適切な積算となっていた。</p> <p>工事の積算にあたっては、所定の基準書を遵守し適切に行われたい。</p>	<p>1. 指摘に沿った改善是正</p> <p>今回の指摘は、土木工事標準積算基準書の内容をよく確認せずに、工種の選択や施工地域区分の選択を行ったことが原因で生じたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、今後、同様の間違いが生じないように、チェックシートを一部変更した。</p> <p>また、職員同士の設計審査については、時間に余裕を持って行うとともに、係長においても積算内容の指導強化を図るものとする。</p> <p>2. 職員への周知</p> <p>29年5月の事務改善会議において、指摘事項の内容について説明を行い、今後の対応として、新しいチェックシートの使用と、指摘事項に関する課内研修を行った。</p> <p>また、5月29日の道路関係課長会議において、指摘事項の内容及びその改善策について報告するとともに、再発防止の周知徹底を図った。</p>

北九州市監査委員	江	本	均
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	福	島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
子ども家庭局
- 3 監査の期間
平成28年11月9日から平成29年5月24日まで
- 4 監査公表の時期
平成29年7月31日（平成29年監査公表第26号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 子ども家庭局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>委託契約事務について</u> (子育て支援課)</p> <p>単価契約である先天性代謝異常等検査業務委託に係る契約事務において、必要な予定価格を単価で設定しておらず、見積書を徴する者に対して予定数量の提示も行っていなかった。</p> <p>市契約規則によると、市長は、契約を行うにあたって、あらかじめ、事業の総額で予定価格を定めなければならないが、一定期間継続してする供給等の契約の場合には、単価で予定価格を定めることができるとしている。単価契約を結ぶには、予定価格を単価で設定するとともに、予定数量を示したうえで、単価による見積書を徴するべきである。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点については、次のとおり改善措置を行った。</p> <p>平成29年度契約分から、予定価格を単価で設定し、見積書を徴する者に対しては、先天性代謝異常等検査の年間見込み人数を記載した仕様書を提示するように事務処理を改めた。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、契約事務において、予定価格は単価で設定することと、見積書を徴する者に対して予定数量の提示を行うことを平成29年3月30日業務マニュアルに明記した。</p> <p>再発防止のため、平成29年4月10日に実施した課内の事務改善会議で、課内職員に対して、指摘内容の周知を行い、適正な事務処理の徹底を図った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ 財産管理</p> <p>(ア) <u>公の施設の指定管理に係る備品管理について</u></p> <p>(総務企画課)</p> <p>北九州市立子育てふれあい交流プラザの管理運営は指定管理者に委託されているが、指定管理施設の備品のうち、大型遊具及び大型絵本が、課の備品管理台帳に登載されていなかった。これに伴い、指定管理に係る基本協定書の管理備品一覧にも登載されていなかった。</p> <p>市会計規則及び物品管理要領では、所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかなければならず、台帳等関係帳簿を正確に整備し、常に関係帳簿と照合・検査しておくこととされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点については、次のとおり是正を行った。</p> <p>大型遊具及び大型絵本について、総合財務会計システムの備品管理台帳及び指定管理に係る基本協定書の管理備品一覧への登載を完了した。</p> <p>今後とも、備品管理については、指定管理者と連携しながら適切な処理を行うとともに、定期的に台帳等と照合・検査を適正に行っていく。</p> <p>再発防止のため、平成29年8月17日に実施した課内の事務改善会議で、課内職員に対して、指摘内容の周知を行い、適正な事務処理の徹底を図った。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>今回の指摘事項（2件）を踏まえ、局内においては、平成29年8月3日に実施した局内幹部会にて、各課の職員に周知徹底するよう注意喚起を行った。</p>

北九州市監査委員	江	本	均
同	廣	瀬	隆 明
同	香	月	耕 治
同	福	島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局等

建設局、交通局及び区役所まちづくり整備課

3 監査の期間

平成28年11月9日から平成29年5月24日まで

4 監査公表の時期

平成29年7月31日（平成29年監査公表第28号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建設局

監査の結果	措置状況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>公の施設の指定管理事務について</u></p> <p>(道路維持課)</p> <p>指定管理者に委託している市立自転車駐車場の施設維持管理業務について、①市の事前承諾なく第三者に再委託されていることを把握していながら指定管理者に再委託の申請を指示していなかったもの、②適切な記載内容に欠ける業務報告書(月報)及び事業報告書により履行確認をおこなっていたもの、があった。</p> <p>市立自転車駐車場の管理運営に関する基本協定書では、指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託する場合は、市の事前の承諾を受けることによって再委託が可能となっている。また、施設維持管理の実施状況や管理実績については、業務報告書(月報)や事業報告書により、指定管理者から報告させることになっている。</p> <p>市指定管理者制度ガイドラインでは、指定管理者から再委託の申請があった場合は、慎重に可否を判断したうえで文書により行うこととなっている。また、指定管理者から提出された報告書などに基づき、業務の履行状況等の確認を行い、必要な水準の業務を実施していないと認められた場合には、業</p>	<p>指摘された点①について、平成29年度分の再委託業務から適切な手続きを経るよう指定管理者に是正を指示し、平成29年3月21日付けで再委託申請書を受領、同年3月31日付けで再委託を許可した。</p> <p>今後、同様の事務処理ミスが生じないように業務マニュアルの改正を行い、本年5月に課内周知を行った。</p> <p>指摘された点②について、指定管理者に是正を指示し、平成28年度分より業務報告書(月報)の再提出を受けた。また、事業報告書(年報)については、記載漏れや誤記等の不備を改めさせた上で、指定管理者より再提出を受けている。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように業務マニュアルの改正を行い、本年5月に課内周知を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>務の是正又は改善を指示することとなっている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	

(2) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>支払事務</u>について (総務経営課、営業推進課)</p> <p>支払事務についてみたところ、振込依頼書の記載誤り等、所定の事務手続きを正しく行っていないことにより、過払いをしているものがあつた。</p> <p>市交通局会計規程では、正当な債権者に対する適正な支出であることを確認した後でなければ支出命令をすることができないとされている。また、支出命令書等に基づき、支払うものとされている。</p> <p>事務の処理手順を整備し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、再発防止を図るため、支払事務において振込依頼書等のチェック体制を強化し、業務マニュアルの見直しを行った。</p> <p>また、今回の指摘事項だけでなく、支出全般に係る「事務処理におけるチェックポイント」を新たに作成し、職員へ周知した。</p> <p>今後、このようなことがないように、適正な事務処理に努める。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ 契約事務</p> <p>(ア) <u>契約事務</u>について</p> <p>(総務経営課、営業推進課)</p> <p>契約事務についてみたところ、適切な専決権者による決裁が行われていないものが相当数あった。</p> <p>市交通局事務専決規程では、局次長および課長等の専決事項をそれぞれ定めている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、今後このようなことのないよう本年5月に職場内研修を行い、専決規程の周知徹底を図った。</p> <p>また、今回の指摘事項だけでなく、支出全般に係る「事務処理におけるチェックポイント」を新たに作成し、職員へ周知した。</p>

(3) 区役所

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 収入事務</p> <p>(ア) 道路占用料等について (門司区役所まちづくり整備課)</p> <p>道路占用料等について、占用料又は道路掘削にかかる検査事務費の算定を誤っているものが相当数あった。</p> <p>道路占用料等については、道路法及び市道路占用料徴収条例等により詳細に規定されている。</p> <p>関係規程を確認するとともにチェック体制を強化し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘に沿った改善是正として、実地監査後の本年2月以降、道路法及び市道路占用料徴収条例等に基づき、複数の職員のチェック等により、慎重に道路占用料等の算定を行っている。</p> <p>また、占用料等の算定誤りについては、本年8月までに過不足額の精算が完了し、再発防止のために、課長、係長、工務係の職員を含めた複数の職員によるチェック、チェックシートや計算ソフト(エクセル)の活用等により、チェック体制の強化に努めている。</p> <p>職員への周知については、本年2月および3月の事務改善会議において指摘事項の概要、関連規程、チェック項目の説明等を行った。</p> <p>平成29年度においても、4月から7月にかけて、具体的な事例について、課長、係長、担当者間でチェック内容の確認を行っており、更に8月の事務改善会議において、全体的な周知を行っている。</p>